(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

				資料番号	47		担当課	薬務衛生課
法令名	クリーニング業法	根拠条項	11		不利益処 分の種類	営	業停止、閉鎖	 鎖命令
○クリーニング業法 (営業停止処分等) 第十一条 都道府県知事は、営業者が前条の規定による命令に従わないときは、期間を定めてそ の営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両のその営業のための使用の停止 を命ずることができる。								
〈前条(第十条の二)の規定〉 (措置命令) 第十条の二 都道府県知事は、営業者が第三条、第三条の二第二項又は第四条の規定に違反していると認めるときは、当該営業者に対し、期間を定めて、これらの規定を守らせるために必要な措置をとるべき旨を命じなければならない。								